

学生個人情報保護規則

[2005(平成17)年 9月28日 制定]

改正 2006(平成18)年 3月22日

2015(平成27)年 3月24日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、西南女学院大学及び西南女学院大学短期大学部（以下「本学」という。）における学生に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために本学が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学生の個人情報の取得、管理及び利用に関する本学の責務を明らかにするとともに、学生に自己に関する個人情報の開示並びに訂正及び削除等の請求権を保証することによって、学生個々人が自らの情報の主体者としての行動を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この規則において「個人情報」とは、学生の個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規則において「学生」とは、本学において教育を受けている者、本学において教育を受けようとする者、過去本学において教育を受けた者及び教育を受けようとした者をいう。

3 この規則において「教職員等」とは、本学の組織内にあつて直接間接に本学の指揮監督を受けて本学の業務に従事している者、又は従事したことがある者をいう。

4 この規則において、「本人」とは、個人情報により識別される特定の個人をいう。なお、本人が未成年の場合は、その法定代理人（保護者等）も「本人」に含まれる。

5 この規則において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であり、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

(2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。

6 この規則において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(責務)

第4条 学長は、この規則の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 教職員等は、業務上知り得た個人情報をみだりに第三者に提供、又は不当な目的に使用してはならない。

第2章 個人情報の取得及び利用

(個人情報の取得)

第5条 学生の個人情報の取得は、本学の教育指導上に必要な最小限度の範囲内に限り、かつ、利用

目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、本人が個人情報の利用結果を合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定して行うものとする。

- 2 個人情報を取得するときは、思想、信条及び社会的差別の原因となる事項を取得してはならない。
- 3 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 個人情報の取得は、適正かつ公正な手段により、直接本人から取得しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意（利用目的を通知し、又は公表したうえで、口頭、書面等による承諾の意思表示）があるとき。
 - (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 学生の教育指導上、特段の必要性があるとき。
 - (4) 法令又は学則の定めがあるとき。
 - (5) 学長が正当な理由があると認めたとき。
 - (6) 公衆衛生の向上又は学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (7) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（利用目的の変更）

第6条 利用目的を変更しようとする場合は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。なお、利用目的を変更する場合は、本人に通知又は公表しなければならない。

（個人情報の利用制限）

第7条 教職員等は、業務上取得した個人情報をその目的以外のために利用又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意（利用目的を通知し、又は公表したうえで、口頭、書面等による承諾の意思表示）があるとき。
- (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 学生の教育指導上、特段の必要性があるとき。
- (4) 法令又は学則の定めがあるとき。
- (5) 学長が必要と認めたとき。
- (6) 公衆衛生の向上又は学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (7) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委嘱を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（個人データに関する業務の学外委託）

第8条 業務責任者は、個人データに関する業務を学外に委託するときは、次に掲げる事項に留意し

なければならない。

- (1) 個人データの安全管理について十分な措置を講じているものを委託先として選定すること。
- (2) 委託先が委託を受けた個人データの安全管理のために講ずべき措置の内容が委託契約において明確化されていること。

(個人データの第三者提供)

第9条 個人データを本学と密接な関係のある団体（学友会、同窓会、後援会等）、その他の第三者（奨学事業を行う団体等）に提供するに当たっては、利用目的でその旨を特定しなければならない。

2 本人の同意なく、個人データを第三者に提供する場合は、あらかじめ以下の事項を公表しなければならない。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目。
- (3) 第三者への提供の手段又は方法。
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(個人データの安全管理)

第10条 学長は、個人データの安全管理のため、次の各号に掲げる事項について、適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、毀損、破壊、盗難その他の事故の防止
 - (2) 改ざん及び漏えいの防止
 - (3) 個人データの正確性及び最新性の維持
 - (4) 不要となった個人データの速やかな廃棄又は消去
- 2 学長は前項の事務をはじめ、本規則に基づく業務を適切に執行するため、個人情報保護管理責任者並びに個人データを取扱う業務ごとに、個人情報管理者を置く。
- 3 学長は個人情報保護管理責任者、個人情報管理者、個人データを取扱う教職員等に対しその業務の重要性を認識させ、個人データの保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修を行わなければならない。

第3章 個人データの開示、訂正等

(個人データの開示)

第11条 学生は、本学が保有する自己に関する個人データの開示を請求することができる。

- 2 開示の請求があったときは、個人情報保護管理責任者は遅滞なくこれを開示しなければならない。ただし、その個人データが、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがあるとき、本学の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき、又は個人の選考、評価、判定、学生健康記録その他これに類する事項に関するものであって、本人に知らせないことが明らかに適当であると認められるときは、その個人データの全部又は一部を開示しないことができる。
- 3 個人データの全部又は一部を開示しないときは、その理由を本人に通知しなければならない。
- 4 第1項に規定する請求は、個人情報保護管理責任者に対し、本人であることを明らかにして、次に掲げる事項を記載した文書を提出することにより行う。
 - (1) 所属及び氏名
 - (2) 個人データの名称及び記録項目
 - (3) 請求の理由

- (4) その他個人情報保護管理責任者が必要と認めた事項
(個人データの訂正又は削除)

第12条 学生は、自己に関する個人データの記録に誤りがあると認めるときは、前条第4項に定める手続きに準じて、個人情報保護管理責任者に対し、その訂正又は削除を請求することができる。

- 2 個人情報保護管理責任者は前項の規定による請求を受けたときは、速やかに調査のうえ、必要な措置を講じ、結果を本人に通知しなければならない。ただし、訂正又は削除に応じないときは、その理由を文書により本人に通知しなければならない。

第4章 不服の申立て

(不服の申立て)

第13条 自己の個人データに関し、第11条第2項に規定する請求に基づいてなされた措置に不服がある学生は、本人であることを明らかにして、学長に対し不服の申立てを行うことができる。

- 2 学長は、前項の不服の申立てを受けたときは、速やかに審査し、その結果を文書により本人に通知しなければならない。
- 3 不服の申立ては、次に掲げる事項を記載した文書を学長に対し提出することにより行う。
- (1) 不服の申立てを行う者の所属及び氏名
 - (2) 不服申立て事項
 - (3) 不服申立て理由
 - (4) その他学長が必要と認めた事項

第5章 委員会

(設置)

第14条 第2条に規定する目的を達成するため、本学に学生個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する事項は、別に定める。

第6章 個人情報保護管理責任者等

(個人情報保護管理責任者)

第15条 個人情報保護管理責任者は、学生部長とする。

(個人情報保護管理者)

第16条 個人情報保護管理者は教員及び課長とする。

第7章 所管

(所管課)

第17条 学生個人情報保護に関する事務は、学生課の所管とする。

附 則

この規則は、2005(平成17)年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2006(平成18)年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2015(平成27)年4月1日から施行する。